

個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012」宣言

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、地方税法により個人住民税を特別徴収の方法によって納めることとされていますが、まだ実施されていない事業主の方もいます。

特別徴収は、税額の計算を市町村が行いますので、事業主の方が、所得税のように税額を計算する必要はありません。また、従業員の方にとっては、年4回で納めていただく普通徴収に比べ月々の負担軽減になるだけでなく、納め忘れも防ぐことができます。

県と県内全市町村は、法令の順守と納税の公平性を図るため、事業主と従業員の皆様の理解を得ながら、平成24年度から平成26年度までを個人住民税の特別徴収の推進強化期間として、次の取組みを推し進めてまいります。

- 1 特別徴収を実施していない事業主の方への勧奨
- 2 法人会・税理士会などの関係団体への依頼活動
- 3 特別徴収を実施していない事業主の方への地方税法に定められた特別徴収税額の通知
- 4 ホームページ・広報誌などによる広報活動
- 5 その他、特別徴収の推進施策の検討

平成24年9月28日

愛知県個人住民税特別徴収推進協議会